

美作国観光連盟インバウンドバスツアー補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美作国管内（以下「管内」という。）の観光資源の活用とインバウンドの誘客を図るため、海外の旅行業者が主催する観光バスツアー（以下、「ツアー」という。）に対し、美作国観光連盟インバウンドバスツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。尚、年度により、管内の市町村は変更する場合がある。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第8号までの要件を満たすものとする。

- (1) 外国からのツアーを販売する旅行会社等であること。
- (2) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) バス利用の場合は1台あたりの参加人数が20名以上又は10名以上、ジャンボタクシー利用の場合は1台あたりの参加人数が5名以上であること。（「宿泊証明書」による）（但し、添乗員等を除く）
- (4) 日本国外の金融機関で補助金を受け取る場合は、SWIFTコードを有する金融機関であること。
- (5) 事務手続きが日本語で行える者であること。
- (6) 美作国観光連盟バスツアー補助金を受領しないこと。
- (7) 管内の宿泊施設に宿泊し「宿泊証明書」を発行してもらうこと。（様式第5号）
- (8) 前号に定めるもののほかに、他の地方自治団体等から補助金、助成金等を交付されていても、本連盟の定める条件を満たせば交付対象とする。

(補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

区分	補助金	参加人数
バス	60,000円 /台泊	20名以上/台
バス	40,000円 /台泊	10名以上20名未満/台
ジャンボタクシー	30,000円 /台泊	5名以上/台

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて美作国観光連盟会長（以下、「会長」という。）に出発日の14日前までに出発日毎に提出しなければならない。ただし、申請者が申請できる補助金は1ツアーあたり2泊、1泊あたり2台を限度とする。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第2号又は様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の申請額に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、14日以内に、実績報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第6号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 前項に定める補助金の交付にあたり、日本国外の金融機関に補助金を送金する場合は、振込に係る手数料等を申請者の負担とし、確定した補助金の額から送金に必要な手数料等を控除した額を送金する。

(決定の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき

は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 令和6年度は、令和6年4月1日から令和7年2月28日の間の宿泊を対象とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。